

平成16年度 第6回

文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会

会 議 録

日時：平成16年12月24日（金）

午後2時～

場所：議会会議室

文京区企画政策部広報課

1 開会

竹澤広報課長 皆さん、こんにちは。お時間ですので、本年度第6回情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会を開催させていただきたいと思います。

本日は師走の押し迫った、大変お忙しい中、本審議会にご出席いただきまして、どうもありがとうございます。

まず、本日の委員の出欠状況でございますけれども、木元委員からは欠席というご連絡をいただいております。堀添委員につきましては、出席というご連絡ですけれども、少々遅れているようでございますので、始めさせていただきます。運営審議会条例第7条第1項の定足数を満たしてございますので、本日運営審議会、有効に成立しておりますことをここでご報告させていただきます。

審議に入ります前に、去る12月20日付で幹部職員の異動がございました。企画政策部長が代わりましたので紹介させていただきます。資源環境部長から企画政策部長に就任しました鈴木克己部長でございます。

鈴木企画政策部長 鈴木でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

竹澤広報課長 なお、前任の宮下部長でございますけれども、12月20日付で当区の教育委員会教育長に就任されています。宮下教育長からは、委員の皆様方には大変お世話になりました、ありがとうございますとお伝えくださいということですので、ここでご報告させていただきます。

それでは文京区個人情報保護に関する条例の改正につきまして、引き続きましてご審議いただきますようお願い申し上げます。進行を内山会長にお願いいたします。

2 議事開始

内山会長 それでは、個人情報保護条例の改正について引き続きの審議をさせていただきたいと思います。

前回までに審議したことについては、中間答申という形で区にお返ししております。区のほうでこの中間答申について、区民の意見を伺うということでパブリックコメントも実施されております。また区議会においても報告がされたということでございます。本日はまずその結果

について事務局のほうからお伺いをするというふうなことを予定しております。それから、そのようなご説明を受けて、新たな提案等について審議をさせていただくということで進めさせていただきたいと思います。

それでは、まず事務局から、今までの経緯等を含めてご説明をお願いいたします。

竹澤広報課長 それでは、私のほうからご説明させていただきます。申し訳ございませんけれども、座って説明させていただきます。

内山会長 どうぞ。

竹澤広報課長 それでは、まず資料の確認をさせていただきます。事前に送付させていただきました資料第2 - 25号が中間答申に対する意見・要望の資料でございます。そして資料第2 - 26号、これが追加見直し案件の資料でございます。本日、席上で配布させていただいております資料が、「文の京」自治基本条例でございます。これは、協働・協治、これを基本理念として、自治の基本的事項を定めた文京区の憲法ともいえるものでございまして、さきの第4回定例区議会で議決を受けまして17年4月から施行されるものでございます。特にこの中の第31条では情報公開、個人情報保護についての条文がございます。今後、この基本条例を踏まえてご審議いただくこととなりますので、資料としてご用意させていただきました。

以上、本日配布させていただきました資料でございます。お手元、よろしゅうございますか。それでは、資料のほうをご説明させていただきます。

まず資料第2 - 25号でございます。これはさきにいただきました中間答申、これに対する意見・要望をまとめたものでございます。

まず第1点目といたしましては、パブリックコメントの結果でございます。10月25日から11月8日までの15日間、意見募集を行いました。区報、ホームページ等でこのパブリックコメントの実施についてお知らせいたしております。また、中間答申につきましてはホームページに掲載の他、行政情報センター、図書館、地域活動センター等にも配備したところでございます。

結果といたしましては、ここにも記載のようにご意見は1件もございませんでした。なかなか内容についての技術的な問題等々もあろうかと思っておりますけれども、パブリックコメントを実施した結果としてはそういう結果になってございます。

そして次に、第4回定例区議会総務区民委員会で、中間答申につきましてご報告させていただきました。そこでの区議会報告における主な意見・要望が出されたところでございます。

(1)から(8)までございまして、まず第1点といたしましては、個人情報取扱業務の再委託等につきましてでございます。「区の関知しないところで再委託などが起きないように、委託

業務が適正に運用されるような制度を考えるべきである。」というご意見をいただいております。これにつきましては、外部委託をするときにつきましては、契約条項に「個人情報保護に関する特記事項」というものを付記いたしまして、受託者が勝手に再委託をするということがないように条項を定めているところでございます。この条項につきましてはここに記載のとおりでございます。

(2) ですが、またこれも再委託等の関係でございますけれども、受託業者の守秘義務、罰則適用についてということで、「再委託の場合も条例の対象とするなど、個人情報の保護に万全を期すべきである。」というご意見が出てございます。区の考え方といたしましては、区が承諾した再委託につきましても区の委託業務の処理の延長に位置するということから、どのような手法があるかを含めて、改めて検討を加えるということで考えてございます。

(3) でございます。事業者への対応についてということで、「不正請求など個人情報を悪用した事件が頻発しているが、行政としても区民に対して情報提供を積極的に行うことにより被害発生の防止を図るべきである。」というご意見です。区の考え方といたしましては、区の個人情報保護条例におきまして、事業者が個人情報にかかる区民の基本的人権、これを著しく侵害している行為をしていると認めるときには、区長は是正指導、勧告の上、その事実を公表することができることとしております。侵害行為の拡大防止を図るため、区民へも情報提供は行ってまいります。そういう考えでございます。

次に2ページ目でございます。2ページ(4)でございます。「個人情報の閲覧記録を残し、個人情報を見た者を本人が知ることができる制度を設けることを検討してはどうか。」というご意見でございます。私どもといたしましても、区民等が個人情報の取り扱いについて知り得ること、これは本人が自己情報をコントロールするという個人情報保護の観点から、非常に重要なことと認識しているところでございます。

現行制度では、個人情報業務登録票を作成いたしまして、担当部署であるとか個人情報の項目、目的外利用に関する事項など登録いたしまして、閲覧できるよう整備しているところでございます。また、本人同意以外で目的外利用したり外部提供を行った場合につきましては、個人情報の項目、提供の相手先などを記録いたしました記録票、これを作成いたしまして、これも閲覧ができる仕組みになっております。さらに本人以外の方で住民票の写しの請求等をした場合につきましては、請求した者の氏名、住所を本人の求めがあれば開示するというので、開示請求に対応しているところでございます。

今後も自己情報を本人がコントロールできるよう、制度運営に努めてまいります考えでございます。

す。

(5)は、「問題のある提供先には提供を制限するなど、外部提供した個人情報の安全の確保に万全を期すべきである。」というご意見です。区の考え方といたしましては、個人情報を外部に提供する場合には、必要に応じまして個人情報保護のための条件、秘密の保持であるとか目的外使用、第三者提供の禁止、複写・複製の制限等、こういったものを付すことといたしております。これは施行規則の第8条に定めているところでございます。したがって、条件に違反した提供先につきましては、提供の中止、提供情報の返還等、個人情報保護のために必要な措置を求めるなど個人情報の保護には万全を期してまいりますという考え方でございます。

(6)は、「事業者の取り扱う個人情報に関し、区民からの苦情に適切に対応する窓口体制を確立すべきである。」というご意見でございます。国の個人情報保護法において区の役割として苦情のあつせんとされているところでございます。個人情報に関する区民からの苦情に適切に対応していくために、現在、国、東京都の窓口体制を考慮しながら、利用しやすく、実効性のある苦情受付体制について関係課とも検討を行っているところでございます。

次に3ページ目でございますけれども、7点目です。(7)「個人情報保護法の区民周知をすべきである。」ということでございます。基本的には国においてパンフレットを作成するなど、PRを行っているところでございますけれども、区といたしましても、個人情報保護条例のお知らせ等とあわせて、民間事業者を対象とした国の個人情報保護法の施行等につきましても、区民周知に努めていきたいと考えているところでございます。

最後、(8)でございます。「指定管理者制度における情報公開のあり方についても検討すべきである。」というご意見です。区の考え方といたしましては、指定管理者制度下における公開請求、及び自己情報の開示請求等につきまして、条例の一部改正を含め、どのように制度化するかについて検討をいたす考えでございます。

以上が中間答申に対する意見・要望でございます。

そしてこれを踏まえまして、次に資料第2-26号に移るわけでございますけれども、先ほど申しました意見・要望の中で特に(2)でございますけれども、再委託等の場合の守秘義務であるとか罰則の適用範囲の拡大、それと3ページの(8)の指定管理者制度における情報公開制度とのあり方等の検討、こういったご意見に対しまして整理いたしましたのが今回の追加見直し案件でございます。まず、資料第2-26号の1ページ、追加見直し案件1でございます。これは責務を負う受託者及びその従事者の範囲の拡大についてということで、【課題】のとこ

ろでは、再委託等につきましても区の保有する個人情報を取扱うということになることから、保護を徹底すべきであるという意見があったということで、これを受けまして四角で囲ってございます【区の考え方及び見直しの骨子】となっているものでございます。

この中でゴシック体で書かれていますのが新しい部分でございます、明朝体の部分につきましては従前どおりの制度でございます。区からの受託者が業務を第三者にさらに委託する場合につきましても区の業務として個人情報を取り扱うことになるので、個人情報保護の責務を課す範囲を拡大し、次の考え方を加えるということでございます。

、 は従前どおり、 につきましても適切な管理のための措置を講じること。 につきましては、従事者の責務等でございます。新しく を整備してございますけれども、個人情報の保護を徹底するため、責務を負う受託者、従事者に、受託者もしくは指定管理者からさらに委託を受けたもの及びその従事者、再委託、再々委託も区は考えてございますけれども、そういった者と従事者につきましても、 、 の適切な管理のために、個人情報保護の責務を拡大しようということでございます。

次に2ページでございますけれども、今この個人情報の保護に関する責務等を、再委託、再々委託等に対しても拡大することに伴いまして、罰則の適用範囲をどうするかということでございます。【区の考え方及び見直しの骨子】の四角で囲ってあります真ん中の部分でございますけれども、今申しましたように、責務を課す受託者の範囲の拡大に伴いまして、個人情報保護の実効性を確保するためにさらに委託を受けた場合、再委託、再々委託等の従事者に対しても罰則を科すべきと考えるものでございます。指定管理者から委託を受けた場合についても同様に整備しようというものでございます。

が従事者等についての罰則適用について、再々委託等につきまして新たに罰則規定の範囲を拡大しようということでございます。

は、法人等につきまして独自に両罰規定を設けるということでこれまで整理してございますので、その規定の範囲を同様に再委託、再々委託につきまして加えていこうという整備でございます。

これが見直し案件の1で、再委託等についての整備でございます。

次に3ページでございますけれども、3ページは見直し案件2ということで、新たに地方自治法の改正に伴いまして導入されることになりました指定管理者、これの保有する個人情報の取り扱いについてでございます。指定管理者につきましては個人情報の適切な管理を行うための措置、それと責務規定について明確にすべきという中間答申をいただいているところでござ

います。その他、指定管理者の取り扱う個人情報の保護につきましては、指定管理者制度の導入状況を見て検討するというところでまとめていたところでございますけれども、他の自治体の条例改正等が多くなってきております。それらを参考にしながら私ども検討を進めてまいったところでございます。さらに、このたび制定いたしました自治基本条例におきまして、説明責任、知る権利についても基本条例の中で明確に規定されているところでございますので、これらが指定管理者制度の導入によって極力後退することのないようにという点に留意し、検討をいたしましたところでございます。その結果、指定業務にかかる個人情報につきましては、区の実施機関と同様に扱うように制度を整備することといたしました。

さらに、指定管理者が保有する個人情報の取扱いについて、自主的な保護措置を講じる努力義務、こういったものを盛り込むこと。さらには情報公開につきましても説明責任が後退することがないように、指定管理者の情報公開に区が関与する制度、そういったものを整備するなど、必要な措置を講じるよう見直し案をご提示するものでございます。いま申し上げました、例えば3ページの真ん中に四角で囲ってございますけれども、のところは区と同様の取り扱いとなるよう制度を整備するというところでございます。これは、個人情報の収集、管理、利用、また自己情報の開示、訂正等の請求権の行使等につきまして、区と同様の取り扱いとなるよう制度の整備をするものでございます。

につきましては、すでに先ほどありましたけれども、指定管理者に対して罰則を科すもので、これはすでに中間答申でいただいているものでございます。

が指定管理者自身に、自主的な個人情報の保護についての措置を講じるように努力義務を課するというものでございます。

は、情報公開についての考え方でございまして、区の説明責任が後退することのないように、情報公開条例において必要な措置を講ずるものとする、というものでございます。

以上が指定管理者につきましても考え方をまとめさせていただいたものです。それと、これらの2点に加えまして、今日、ドメスティック・バイオレンスだとか児童虐待等に対する対応の中で、家族関係におきましても個人情報の取り扱いには慎重を期すべきという要請が強くなっている状況がございます。

資料をご用意できなかったのですが、他の条例を参考にいたしますと、例えば法定代理人が子どもの自己情報の開示請求をいたしまして、そして法定代理人に開示したときに、子ども本人の利益に反することとなるような場合も想定されます。そういった場合には開示しないことができるとして扱えるように規定を整備しているところが多くなってきているところで

ございます。

本区では条文の整備をしてございませんので、運用で対応することになるところですが、こうした場合には個人情報の的確な保護を図るための非開示事項として、そういった規定を整備することが必要になってくると考えているところでございます。

口頭での状況報告ということで恐縮ではございますけれども、この件に関しましては、運営審議会におきまして答申の中でご提言いただければと存じておるところでございます。

事務局からの追加案件等につきまして、以上3点でございます。ご説明のほうは以上でございます。

内山会長 ありがとうございます。前回中間答申という形で、一応の答申に関しての意見をまとめたところでございますけれども、その後ただいまご報告にありましたように、パブリックコメントについては、実際には意見の提案がなかったようでございますが、区議会からは多々の意見が、今ご説明いただいたような意見をいただいております。

それを受けて、事務局のほうで整理をしていただいたということで、資料2 - 26をいただいたんだと思いますが、こういうことを踏まえまして、これから最終答申に向けての審議をさせていただきたいと思います。

本日はこの資料2 - 25、26に関するもの以外でも、最終ということでございますので、この際ご意見があれば何うということにはさせていただきますが、順番として、今事務局のほうから整理していただいた資料2 - 26、追加見直し案件を2件ほど提案されておりますが、このことについてまず審議をさせていただきたいと思います。ご意見があれば伺いますが。

私から口火を切るのが適当かどうかわかりませんが、私のほうから少しお話を伺わせていただきますけれども、追加見直し案件の1のほうで、受託者の責務及び罰則の適用範囲を再検討する。具体的には、受託者から委託を受けた、つまり再委託のものを含むというのがこの2 - 26の2ページの四角に囲った枠の中に書いてあることですが、ご説明の中ではこの文面自体ですと受託者と書いてありますから、区から委託を受けた者からさらに委託を受けるというふうな再委託ということだけが文面には書いてありますけれども、これは再委託という中には再々委託も含むというふうな説明がありましたね。そういうことだということでこの文章は読むということですね。

竹澤広報課長 はい。表現上、ちょっと不適切さはあるかもわかりませんが、区のほうといたしましては、ここにある区の保有する個人情報を取り扱うという意味合いから、再々委託もその範囲であれば、適用範囲の拡大の対象となるというふうにご考えております。

内山会長　そうですね。区から業務上の委託を受けた。それが直接か間接かを問わず、そのような処理をする業務の従事者にも罰則をかけるということによって、不適切な情報の開示がないようにするということですね。

それとの関係ですけれども、資料2 - 25で議会の中での質疑の中に、最初の1ページの2(1)のところ、個人情報取扱業務の再委託について、再委託が起きないように委託業務が適正に運用されるような制度を考えるべきだという説明の中に、「受託者は、区が承諾した場合を除き、個人情報の処理は自ら行い、第三者にその委託をしてはならない。」という条項を特記事項として付加してあるから、こういう意味で契約上の担保はあるんだというご説明ですけれども、本件の答申をそのまま再委託者に含めるということになりますと、この特記事項の中に、再委託をした者についてもその従事者についても、罰則の適用があるということの周知徹底を図るということ、契約条項の中にも入れておいていただいたほうが、おそらくよろしいのかなと思うのですよね。委託をするかしないか、区が判断して決めるということですが、再委託をすることについて適切だということならば区が承諾をするということですが、その際に、再委託の受託者に対しても、ないしはその従事者に対しても罰則があるということ、これを明確に伝えておきませんと、法律は再委託された人には、罰則の適用がないですからいいんですけれども、文京区の業務を再委託を受けた者は、突然罰則の適用があるということ、びっくりしてしまうといけません。そのような周知徹底もしないといけませんのかなと思うんですけれども。

竹澤広報課長　条例改正につきまして、罰則適用の時期は、周知とかも含めまして4月1日が適当かどうかというようなことは、検討したところでございます。個人情報の取扱業務を委託した場合には、文京区では今までは実施機関の責務として受託業者に対してそういう措置を講じさせるということだったんです。今回見直しでは、受託業者に対する責務規定も加わってございますし、罰則規定もあるということで、契約条項までに盛り込むかどうか、その他ございますけれども、いずれにしましても、何らかの形で受託事業者に対してはその辺の周知を図ることを徹底していきたいというふうに考えています。

内山会長　そうですね。受託事業者というのは、文京区内に事務所を設けているものとは限りませんし、その従事者となるとなさらそうですし、法律ではこういう場合罰則の適用がないということについて、突然自分のやっていることに処罰規定がかかるんだということになると、それは法の不知は許さないというふうな法格言はありますけれども、でも教えておいたほうがいいし、そのほうが不適切な行動がなくなるという意味でもいいのではないかと思います。

直接の委託業務の受託者だけではなくて、その再委託を受けた事業者、ないしはその事業に従事している者に対しても、罰則の適用を加えて個人情報の保護を図るということについて、これは中間答申の際も問題となったことではあったんですけども、このような成案ができておりますけれども、このような趣旨で答申をするということにご異議はないでしょうか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

内山会長 よろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 それでは、その追加見直し案件1のほうについては資料2-26に用意をしていただいたようなことを前提に答申をさせていただきたいと思います。

それから、もう1つは追加見直し案件2ということでございますけれども、資料2-26の3ページになります。このことについてご意見があれば伺います。

近藤委員 今こうして審議会の中で審議する委員の方はよく説明を受けて、わかって、それでもわかるかどうか私にはわからないんですけども、これがもし、こういう条例ができたとか、こういうふうであるということを書面で皆さんに出したとしましても、これが個人情報保護制度の情報を何びとにもわかるような、この文章だけで普通の方が見てわかればよろしいんですけども、もう少しわかりやすくできたらなと感じましたけれども、いかがでしょうか。

竹澤広報課長 私どももできるだけわかりやすくということでは、考えてございます。今回、見直しの中間答申をいただいた部分は個人情報の保護制度の中の改正部分ということでしたので、ちょっと全体像が見えづらいと思うんです。さらに今回ご提出させていただいたのはその中のまた一部分ということでございますので、これだけだとちょっとわかりづらいかもわかりません。これは区民の方々にもお知らせして、職員にも徹底しなければいけないんですけども、その辺を十分注意してPRしていきたいと思います。

近藤委員 ぜひお願いいたします。

内山会長 そうですね。条文ができて、いろいろな罰則規定も設けられるということですから、もちろんそういう罰則規定にかからないように行動していただくということを周知するためには、こういう活字だけではおそらくわからないと思いますから、おそらくそこら辺は事務局でも工夫していただいてPRをさせていただくんだと思います。

この指定管理者の保有する個人情報の取り扱いということですが、事務局の方のお考えでは、委託業務と変わることがないというようなことを前提にご説明いただきましたけれども、指定管理者は、委託業務と同じというのではなくて、区の職員と同じ仕事をするわけです

よね。職員になりかわって行政処分までしてしまうというのが指定管理者ということになりますから、指定管理者のもとで従事する職員といますか、従事者も言ってみれば公務員と同じような役割、立居振舞いを要求されるということになるとしますと、委託業務の従事者と同じような罰則でいいのかどうか。

具体的に言いますと、業務委託のほうでは、個人情報ファイルという電子計算機を用いて構成されるデータファイル全体を、不正な利益を図る目的で盗用することがない限りは、罰則の適用はないみたいなことになっておりますね。

ところが、職員であれば、それ以外に職務の用以外に用いる目的で秘密を盗用したというふうなことがあれば、それだけで罰則の適用がある。つまり、不正な利益を図る目的というのは必ずしも罰則の要件にはなっていない。それから目的物もファイルでなくてもいいというふうなこと。要するにどちらのほうを基準に、職員並みの責務を課すのか、受託業務者と同じ程度の責務を課すのかというのが大きな問題ですね。

要するにコンピューターのソフトウェアの関係者はもうある程度、いただいた仕事を変に取り扱えば処罰するというのはわかっていますけれども、指定管理者のほうはその程度の管理義務でいいのか、自分たちも公務員と同じ程度の注意義務を要求されるのかというのは、ずいぶん違う。

竹澤広報課長 私どもといたしましては、今の制度の段階では、指定管理者につきまして、指定業務にかかわる部分と、法人等を運営する上での法人固有の事業情報とがございますが、保護条例の網をかぶる部分は業務委託の場合と同等に捉えていこうということで考えております。

本来的なスタイルからしますと、定管理者自身が管理権限を持って、業務を執行するという形になりますので、その責任でもってやっていただくということです。例えば、他区の条例等では、個人情報保護制度を自主的に作りなさい、という、そういう規定の仕方をしているところが多いんですけれども、そうなりますと開示請求だとかの請求権の行使が、請求権ではなくて任意の取り扱いになってくるといことも勘案いたしまして、指定管理者の行う業務は実施機関と同等ではありますけれども、保護条例の網がかぶる部分につきましては、現在委託業務で行っている部分もかぶってございますので、それと変わることなく、後退するようなことがないような形で整備するということを基本的に考えて、整理させていただいているところです。

したがいまして、指定管理者を例えば実施機関の中に取り込むとか、そういうようなことも

1つの考え方としてあるかも知れませんが、私どものほうといたしましては、指定管理者に実施機関としての個人情報保護条例上のいろいろな権限を付与するとか権限行使をするということについては、そこまで踏み込んだ形で条例上位置付けるのは適当ではないだろうとの考え方にたちまして、実施機関とするということではなくて、受託事業者とイコールの取扱いとして、その上での罰則の適用ということで整備しているところです。

自治体によって、実施機関という位置付けにしているところも、例えば藤沢市であるんですけども、実施機関と全く同じということになると、法律上そこまで整備できるかという問題点があるかなということがありました。

内山会長 要するに、体育館や何かを委託しますよね。それで指定管理者が管理をするという、その受付の窓口の公務員ではない人たちが受付の窓口をして、使用許可等を出すわけですよね。そのときに、申請書や何かの住所や何かを他の目的で収集したり利用したりするという場合には、罰則はかからないんですよ。でも、公務員ですとかかりますよね。そういう違いです。だから、指定管理者に対する罰則をどこまでかけるのか。私自身は罰則を重罰化して国民に対して、行動の権利をどんどん制限するということが好ましいかといえ、そうではないような気がしますので、適切な業務でなければその指定管理者から管理権を奪えばいいだけの話で対応すればいい話だと思うんですけども、一応確認しておかなければいけないと思うので。今の事務局のお考えでは、当面は受託者、要するに情報を処理する業務を受託する業者と同じ程度の罰則にしたかどうかということを考えておいでだということです。問題点といいますか、そういうことをこの中では考えていただいて、審議をしていただきたい。

今までの公務員ですと守秘義務ですから、秘密を他に漏洩するという不適切な目的のために情報を使ったり垂れ流しをするということであれば、もともと罰則の規定はあったんですけども、それが重罰化されまして、個人情報保護条例の中では罰則も重くなりまして、いろいろなものについて、重いものから軽いものまでメニューができたわけですけども、指定管理者にそういうメニューの網をすべてかぶせてしまうかどうか。指定管理者との信頼関係の中で適切な業務が行われればよろしいとするのか。

杉本委員 受託者に罰則を科す問題と指定管理者の問題が別の取扱いのように見えます。実際に受託者には罰則がありまして、指定管理者のほうは今おっしゃったように簡単に言ってしまうと、その人は外せばいいことなんですけど、罰則がないよということでいくとバランスが悪いような気がします。罰則を科して同じというふうに考えるんですけども。

内山会長 バランスというのは、要するに民間だから受託者も指定管理者も同じ程度のもの

としてバランスを考えてしまうのかということですか。

杉本委員 ええ。こちらは当然やりますよと。それは確かに扱う量的なものがあるでしょうし、質的なものがあるでしょうけれども、実質的に個人情報を出してしまうという行為については両方とも同等なはずですよ。出してしまったら。

内山会長 それはそうです。

杉本委員 そのときに、あなたは受託者なんだから、これは当然罰しますよ、これはペナルティを払っていただきますよという話になると思うんですが、指定管理者には、あなたはそうではないんだから、今後は気をつけなさい、あるいはここから辞して、そのままさようならで終わらしましょうというふうに聞こえてしまったんで、申し上げたんですね。それを今不公平というような言い方をしてしまったんですが。罰則を入れてもいいような気もするんですよ。

内山会長 いや、受託業務者の場合には、罰則はかからないんですよ。そういう場合には、受託業務者の場合で、例えばソフトウェアの社員が、例えば文京区から受託した情報をどうやると罰則になるかといいますと、個人情報ファイルといって、個人情報が束になっているもの全体を悪用するというふうなことがない限り、ないしは、不正な利益を図る目的で利用しない限りは罰則の適用はないです。

杉本委員 そうなった場合ですね。先ほどちょっと体育館の簡単な例が出ましたけれども、あれも例えば某社が利益を得ようとするときに、その人たちが名簿を見せてくれる、貸してくれる、コピーとらせてくれとやるのと似たようなものじゃないかなと思いました。漏洩の程度がですね。それでちょっと申し上げたんです。

内山会長 儲ける意図でやると、不正な利益を図る目的だと罰則の適用があるんですけども、単に噂話で、あの人こんなんですよとか、こんな趣味があって毎回毎回こんなことやっていきますと言いふらしたりするとどうなるかということですけども、公務員の場合にはそれもいけないということですけども。

私も重罰化を、どんどん罰則を重くして重装備すればいいというふうに思うわけではないんですけども、そういう論点を認識した上で、この程度のものを一応整えるということが適切かどうかということで、よろしいでしょうか。

近藤委員 そうですね。先ほど会長がおっしゃられたように、信頼関係で行かれればこれは一番いいことなんでしょうけれども、今の時代、いろいろとその信頼関係が崩れたりがありますと、やはりこういうものを基本につくっておくことも必要かもしれませんね。その辺がちょっとお役所のほうではどういうふうに考えていらっしゃるかですね。ここに出ているとおり

でしょうけれども。その辺についてもう一度、皆さん委員の方のご意見を聞きたいなというふうに思ってみたりしました。

竹澤広報課長 私どものほうでも同じでして、こういうルールを明確にしようというところが、個人情報保護の最初の条例の出発点になったと思うんですね。その時代の状況だとか、情報の処理方法であるとか、これはインターネットだとか通信技術だとかの発達に伴いまして、私のほうも当時は条例でこのような罰則規定を設けるとということが適当かどうかという議論もあったんですけども、その当時は、公務員は守秘義務があるし、しかも地方公務員法等で罰則適用もあるというところで、そこまではという話だったんですけども、今回は国のほうもかなり重罰化してきている状況もございますし、それだけ住民の方々の個人情報保護に対する意識が高まってきている。それに応えるために、さらにいわば信頼関係を構築する上で、また業務は進めなければいけないこともございますので、それらとの兼ね合いも含めて、極力個人情報が保護される仕組みを、特に委託とかその辺の関係も含めて強化し、区民の方々の信頼関係をさらに確立していくというような趣旨でございますので、先生がここで言われたとおりの形になるかなと思っています。

近藤委員 結果的にこうなるんでしょうかね。

内山会長 言ってみれば、この審議会としての答申の内容としますと、指定管理業務の従事者に対しても罰則を設けるということだけで、具体的などういう行為をした場合にどのような罰則ということまで詳細に答申をするわけではありません。それともう1つは両罰規定というんですけども、指定管理者そのものに対しても罰則を科するというふうな、2つの規定を設けるということをお考えいただいたらどうかというのが答申の内容です。具体的な犯罪行為の特定等は議会の中で詳細に審議をしていただければよろしいだろうというようなことで、何もここですべての条文を成文化するということではないですから。この方向自体は正しかろうということであれば、これで承認をしていただくということになります。

竹澤広報課長 中間の答申でいただいたところでは、実施機関の職員だけの職権濫用による収集につきましては、指定管理者についての記載がないような形で整備されて答申をいただいているところでございます。基本的には中間にいただいた答申を踏まえた形ということで私どもは理解しております。

内山会長 処罰規定を公務員でもない者に公務員並の重罰規定を科するのが適当かどうかということも、それこそ議会でお考えいただいた上で、適切にご判断をいただけたらと思いますけれども、この審議会では、少なくとも罰則を科さないで、その部分だけ情報保護の網を外し

てしまうというのは適当でない。やはり罰則はかけておいたほうがいいだろうというような趣旨での答申ということになります。そういうことでよろしゅうございますか。

それでは、もう1つ、事務局からご説明いただいた、例えば子どもの親権者が子どもの情報の開示を求める等の場合に一定の対応をする必要があるかどうかというようなことですが、一番簡単な例は、家庭内暴力があって、普通は奥さんが子どもを連れてその暴力亭主から逃げてしまう。すると亭主のほうがそのまま放っておけば問題はないんですけれども、捜し求めるというふうなことをやるわけです。その場合に子どもの親権者でありますから、その子どもの居所を探せば奥さんの居所もわかるというふうなことで、芋づる式にわかってしまう。それで、親権者である父親が、その逃げた子どもの居場所を探るために情報公開請求をしてきたときに、拒めるかどうかということです。本人情報の自己情報なんだからよこせと。私は親権者だからという場合に一番問題になることです。

DV法というのがありまして、家庭内暴力のために対応する法律があるんですけれども、その中でも公務員等はそのDV被害者の保護に万全を期さなければいけないということがありまして、そういう規定の中で、奥さんの居場所をどんどん教えてしまうというふうなことはしないというふうなことが行政上はなされているわけですが、個人情報保護法ないし情報公開法の中でそういうような対応を明文化しておいたほうがよからうかということですよ。

竹澤広報課長 さようでございます。

内山会長 そういう場合がそう頻繁にあるわけではないんですけれども、私のような立場の者にも何件かたまに来ることがありますのでね。適切な条文がひねり出せれば、そういうふうな対応はもともと適切な対応だと思います。

竹澤広報課長 私どものほうも、今の条例の非開示事項の中からは、開示の妥当性という、その辺で判断するような内容になっているものですから、もう少し今のそういった、会長のおっしゃられたような具体的なケースに対応できるような形で条文を整備できれば権利保護、個人情報の保護自体がより一層徹底されるのかなと考えております。

内山会長 言ってしまうと、今のところは超法規的と言いますが、法律に書いていなくても情報を開示しないことが必要だということになれば、開示しないんですよ、行政機関は。杓子定規に、法律に書いてあるんだから開示してはまずいだろうなと思って開示してしまうというふうなことはしないで、適切な対応はしているということが前提なんですけれども、ただ、そういう適切な対応をする行政機関に何らかのすがる根拠と申しますか、支持する根拠を示しておいたほうが、行政機関としても適切な対応をよりしやすくなるということですよ。

ただ、そういうことを口実にあらゆるものが非開示になってしまうと困るということなので、諸刃の刃みたいなのところがありまして、行政機関にとって都合の悪いことはみんなそれにひっかけて、これは都合悪い、これは社会公益上都合が悪いというふうなことになってはいけないというふうなことです。

竹澤広報課長 解釈用マニュアルも作成し直しますので、その辺である程度限定的な、こういう具体的な事例であるとかを調べまして、適用範囲をある程度明確にしていきたい。

近藤委員 確かに、だんだん複雑になってまいりますとそういうところが絡んでまいりますね。ですから、そのところはまた行政のほうで整理していただいたほうが。

内山会長 法律が整備されると、その法律の抜け穴ですとか、そういうものを使って何か社会的には相当でない行動をしようとする人たちが出てきて、それをまた対応するために法律が整備される。そういうことの繰り返しになると思うんですけども。

では、このことについても、今事務局のほうでご提言いただいたことを良として、審議会の見解としてまとめさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 その他、これは事務局のほうから問題提起をいただいたことについてでございますが、最終答申をまとめるということですから、この際何かご意見があれば伺いますが。よろしいでしょうか。

なければ、今配り始めていただいた、最終答申案というものの、これは資料2-29を見ればよいということになりますか。

竹澤広報課長 資料2-28号が、今ご審議いただきました追加見直し案件の答申文、これはその部分でございますけれども、ゴシック体で記載されているのが追加あるいは前回中間答申以後の変更がある部分です。29号がそれを取り込んだ全文でございます。

内山会長 そうしますと、資料2-29の全文を確認するというのも、年末のお忙しいときですから、前回、もうこれで答申をしているという意味では、再確認はこの際省略させていただいて、訂正の部分だけのご説明を一応確認という意味でさせていただきますでしょうか。お願いします。

竹澤広報課長 資料第2-28号でございます。追加見直し案件の答申文(案)でございます。

まず、1点目ですけれども、受託者等の責務について、先ほどもご説明申し上げましたけれども、のところに新たに加えてございます。ここでは、「受託者及びその従事者には、受託者もしくは指定管理者からさらに委託を受けた者及びその従事者も含むものとする。」という

ことで、 、 が再委託、再々委託につきましても適応される文言になっております。

説明のところ、先ほどご説明させていただいた、区の業務として個人情報を取り扱うのであるから、同様の責務等を課するのが相当だということで整理してございます。

次に、2ページですけれども、これは罰則についてでございます。ゴシック体で濃く出ているところでございますけれども、四角で囲ったところですね。「業務委託の場合において、受託者からさらに委託を受けて業務を行う場合は、再委託を受けた受託者及びその従事者を罰則の対象とすることが適当である。また、指定管理者から委託を受けて区の業務を行う場合の、受託者及びその従事者についても同様とする。」ということで、再委託、再々委託につきましてもこの罰則の適用の対象に加えようということで、その説明の中では、 の部分に括弧のところ、濃く出ていますけれども、「実施機関の職員若しくは職員であった者又は受託業務」というところの受託業務ですね。これには「（受託者又は指定管理者からさらに委託を受けて行う業務を含む。以下同じ）」ということで、 と の部分が対象になるということでございます。

それと両罰規定のところは、 のところで法人等も対象となりますということは、その後で述べるものでございます。

次に、3ページでございます。これは指定管理者についてでございます。「指定管理者の保有する個人情報については公の施設の設置者としての区の責任において、指定管理者制度によって個人情報の保護が損なわれることのないように、個人情報の取り扱いについて次の事項について必要な制度を整備すべきである。」というご提案をいただきまして、 につきましては守秘義務、これはすでに中間答申にいただいておりますけれども、その他、個人情報の収集、管理、利用等の個人情報の取り扱い、それに加えまして自己情報の開示、訂正等の請求権の行使、ならびに業務の透明性の確保などにつきまして、区と同様の取り扱いとなるよう制度を整備すること、ということでございます。

につきましては、罰則の適用を受けるものだということでございます。これはすでに中間の答申にいただいているところでございます。

につきましては、指定管理者のうちで個人情報を取り扱う業務を行うものにつきまして、やはり個人情報の収集であるとか、保管、利用、その他個人情報の保護につきまして、実質的に指定管理者自身によって必要な措置を講じなさいということです。そういう努力義務について提言いただいたものでございます。

2番目でございますけれども、これは情報公開についてございまして、指定管理者の保有

する公の施設の管理に係る情報公開につきまして、区の説明責任が後退することのないように、情報公開条例において必要な措置を講ずるのが適当であるということでございます。

それで、説明のところにつきましては、基本的には第1段落のところは、一番最後の区の部分でございます、「区の保有する個人情報と同等の保護が図れるよう、必要な制度を整備することが適当」、ということでございます。

そして、次の段落は情報公開につきましてですけれども、情報公開におきましても説明責任が後退しないよう、情報公開条例において必要な措置を講ずるべきことを付記する、ということでございます。

続きまして、4ページでございます。4ページがただいまご意見をいただいた部分でございます。非開示事項の整理についてでございます。四角で囲ってあるうちの明朝体の部分は、既に中間答申でいただいたものでございまして、今回新たなものはゴシックで濃く書いてございますけれども、ドメスティック・バイオレンスに対する対応など、家族関係においても個人情報の取り扱いに慎重を期すべき要請が強い。こうした状況を踏まえて、非開示事項についても規定を整備し、個人情報の的確な保護を図る必要がある、ということでございます。

説明のところでは、4番目のところで一番下の、ゴシック体のところでございますけれども、「利益相反する法定代理人による開示請求など、開示することによって、かえって本人の利益を害すると認められる場合について、本人の利益保護を図るため、必要な規定の整備を行うのが適当である。」ということでございます。

中間答申の修正事項につきましては、以上の点でございます。

内山会長 ありがとうございます。それが、資料2-29の最終答申案にそのまま含まれるということですね。

竹澤広報課長 はい。盛り込まれています。

内山会長 このようなことで、当審議会の答申案文をまとめさせていただいてよろしゅうございましょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 長文のものですから、再度見直しする時間といたしますが、てにをは程度の趣旨を変えない程度の訂正というのが仮にあった場合には、私に一任をさせていただきたいということは申し添えまして、それでは、この案文に基づいて答申をさせていただくということに決定をさせていただきます。そういうことでよろしいですね。

(「はい」と呼ぶ者あり)

内山会長 それでは、事務局のほうでこの後どのようにするのか、ちょっとお話いただきたいと思います。

竹澤広報課長 それでは、今後のスケジュールでございます。本日、答申内容につきましてはお審議いただきまして、再度見直しして文言等につきましてもし修正を加えるようなことがございましたら、また事務局のほうでチェックいたしまして、会長とご相談して修正を加えたいと思いますけれども、内容につきましては確定いたしましたので、近々に区長に答申させていただきたいと思います。

私ども、答申いただきました内容を踏まえまして、個人情報の保護に関する条例の一部改正を、目標といたしまして、17年度、来年の第1回定例区議会に提案してまいりたいということでお審議いただいたところでございますので、提案してまいりたいと存じます。

それで、実施時期につきましては、基本的には17年4月1日から国の保護法制がスタートいたしますので、それに合わせるような形で整備したいと思いますけれども、先ほども罰則規定の適用等、周知を図る必要があることにつきましては、周知期間を踏まえた上でこの部分についての施行時期を設定したいというふうに考えておるところでございます。

この答申につきましては、以上でございますが、例年、制度運用状況につきましてご報告させていただいております運営審議会につきましては、来年の3月ないしは4月に入るかもわかりませんが、例年の時期に開催させていただきたいと考えているところでございます。

長期間にわたりましてお審議いただきまして、本当にありがとうございました。

私どものほうの事務的な報告は以上でございます。

内山会長 今、課長さんのご説明にもありましたように、4月1日の施行ということが前提となつてのことで、もちろんその前に、当然議会で十分なお審議があるということです。ということになりますと、この時期を遅らせるということはとても許されることではないと思つたんですが、許された時間の中で適切な答申案がまとめられたかなと思っております。委員の皆様のご協力をこの際、感謝させていただきます。ありがとうございました。

それではこれで本日の会議を閉じさせていただきたいと思いますが、最後に、鈴木新部長さんからご挨拶があれば、お言葉をひとつ。

鈴木企画政策部長 一言申し上げます。改めて、本日最終答申をまとめていただきまして本当にありがとうございました。この本件の検討は7月から、5回ほどの会議を開いていただいてまとめていただいたというふうに聞いております。また、会長の内山先生を始め、委員の皆さんには、大変お忙しい中での審議だったかと思っておりますけれども、本当に熱心にご審議いた

だきまして、ありがとうございました。

本報告につきましては、先ほど事務局のほうからも申しあげました様に、この答申の趣旨を生かして、最大限に具体的な内容を詰めて実施していきたいというふうに思っております。

また、今後の運用につきましても、皆様のほうにご報告するような機会も出てこようかと思っておりますので、また適切なアドバイスをいただければというふうに思います。

本日は本当にありがとうございました。

内山会長 ありがとうございました。それでは、本日の会議はこれで閉会させていただきます。ありがとうございました。良いお年をお迎えください。